

(別記様式第1号)

計画作成年度	令和元年度
計画主体	大分県由布市

## 由布市鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 由布市農林整備課  
所在地 大分県由布市庄内町柿原302番地  
電話番号 097-582-1111 内線2236  
FAX番号 097-582-1359  
メールアドレス

- (注) 1 共同で作成する場合は、すべての計画主体を掲げるとともに、代表となる計画主体には(代表)と記入する。  
2 被害防止計画の作成に当たっては、別添留意事項を参照の上、記入等すること。

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ・シカ・サル・アナグマ・アナグマ・タヌキ・アライグマ・カラス・カワウ
計画期間	令和2年度～令和4年度
対象地域	由布市

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（平成30年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値
イノシシ	稲・いも類・飼料作物・タケノコ・椎茸 野菜	8,106千円 6.51ha
シカ	稲・野菜・飼料作物・椎茸・針葉樹・	3,706千円 2.47ha
サル	野菜・果樹・椎茸	488千円 0.17ha
アナグマ	いも類・野菜・果物	513千円 0.13ha
タヌキ	野菜	885千円 0.05ha
アライグマ	野菜	390千円 0.06ha
カラス	野菜・果樹	1,048千円 0.24ha
カワウ	鮎・鰻稚魚・カニ	375千円

(2) 被害の傾向

イノシシに関しては、全体的には被害は減少傾向にあるものの、依然として山林に隣接した農地を中心に市内全域で恒常的に被害がみられる。具体的には、春は農地作物の他にタケノコ・シイタケなどの食害と田の畦の掘り起こし被害があり、初夏から秋にかけてはイネを中心として、梨などの果樹にも食害、掘り起こしなどの被害がみられる。（被害 減）

シカについては、全体的には被害は減少傾向にあるものの、依然として湯布院地区を中心に野菜やスギ・ヒノキなどの食害や皮剥被害が年間を通じてみられる。また、市内全域において稲の被害が散見され、生息域も庄内・挾間地域へ移行している。（被害 減）

サルについては、挾間地区を中心に野菜、果樹、タケノコなどの食害が年間を通じてみられる。（被害 減）

アナグマ・タヌキ・アライグマについては、市内全域で果樹・野菜・豆類・いも類の被害が年間を通じてみられる。（被害 増）

カラスについては、市内全域で果樹や野菜の被害が年間を通じてみられる。（被害 増）

カワウについては、大分川に放流するアユやウナギの稚魚を中心に3月から4月にかけて食害にあっている。（被害 増）

(3) 被害の軽減目標

指 標	現状値 (平成30年度)		目標値 (令和4年度)	
イノシシ	8,106 千円	6.51ha	5,674千円	4.55ha
シカ	3,705 千円	2.47ha	2,593千円	1.72ha
サル	488 千円	0.17ha	341千円	0.12ha
アナグマ	513千円	0.13ha	359千円	0.09ha
タヌキ	885 千円	0.05ha	620千円	0.04ha
アライグマ	390 千円	0.06ha	273千円	0.04ha
カラス	1,049 千円	0.24ha	734千円	0.16ha
カワウ	375 千円		262千円	

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課 題
捕獲等に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 捕獲報償金の給付</li> <li>・ 猟友会への捕獲委託</li> <li>・ 予察捕獲の実施</li> <li>・ ワナの貸出し</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中山間地域では過疎・高齢化が進行しており、自衛的に追い払い等を行うことが年々難しくなっている。</li> <li>・ 上記により捕獲出動要請が増加している。</li> <li>・ 捕獲員も高齢化している。</li> </ul>
防護柵の設置等に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ WM柵、電気柵等の設置経費の一部を助成</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中山間地域では過疎・高齢化が進行しており、人員不足によりWM柵の設置ができない地域もある。</li> <li>・ 集落内の連帯意識が希薄になったことで、防護柵の共同設置や藪の草刈等集落ぐるみの対策ができない地域もある。</li> </ul>

### (5) 今後の取組方針

#### 【由布市】

- ・集落座談会等を開催することで、有害鳥獣を寄せ付けない集落環境づくりや、集落共同による防護柵の設置や追い払い等の重要性を周知する。
- ・猟友会と連携して新たな有害鳥獣捕獲員の確保を図るとともに、湯布院町の日出生台演習場付近など、有害鳥獣の生息密度の高い地域で効率的な有害鳥獣捕獲を行うことで農林水産物被害の軽減を図る。

【中部地域】中部地域について被害の現状や有効な対策方法を検討するため、大分市、臼杵市、津久見市、由布市および大分県中部振興局で構成する中部地域鳥獣被害現地対策本部との連携を強化する。

### 3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

#### (1) 対象鳥獣の捕獲体制

現在の有害鳥獣捕獲班で、被害発生予察による計画捕獲を実施し、捕獲従事者により捕獲した有害鳥獣については捕獲に要した捕獲活動経費を助成する。

また、自衛捕獲についても、県の計画に基づき、適宜、実施する。

【中部地域】各市一斉捕獲活動日の設定や共同捕獲等の実施に向けて、中部地域鳥獣被害現地対策本部で協議を行うほか、各市境界で隣接する駆除班に対して捕獲活動に向けた調整を行う。

#### (2) その他捕獲に関する取組

年 度	対象鳥獣	取 組 内 容
R2	シカ イノシシ サル 鳥類	・狩猟免許初心者講習会受講料補助 ・農林業者を対象にした鳥獣被害防止研修 ・イノシシ用箱わなの導入 ・鳥類捕獲機材検討
R3	シカ イノシシ サル 鳥類	・狩猟免許初心者講習会受講料補助 ・農林業者を対象にした鳥獣被害防止研修 ・イノシシ用箱わなの導入 ・鳥類捕獲機材導入推進
R4	シカ イノシシ サル 鳥類	・狩猟免許初心者講習会受講料補助 ・農林業者を対象にした鳥獣被害防止研修 ・イノシシ用箱わなの導入 ・鳥類捕獲機材導入推進

#### (3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方

平成30年度における捕獲実績は、イノシシ1,076頭・シカ1,240頭・サル0頭となっている。イノシシ・シカについては、被害が減少しているものの頻繁に集落に出没しているため、引き続きこれまでと同等の捕獲圧をかけることで被害0を推進する。また、その他の鳥獣についてもこれまで同等の捕獲圧をかけることで被害を防止するとともに、特に由布市の主要農作物である果樹についてカラスによる被害の増加が懸念されているため、カラスについては、箱わなの導入など捕獲方法等を検討・推進することで前回計画を上回る目標値を設定する。

対象鳥獣	捕 獲 計 画 数 等		
	R2年度	R3年度	R4年度
イノシシ	1400頭	1400頭	1400頭
シカ	1200頭	1200頭	1200頭
サル	30頭	30頭	30頭
タヌキ	40頭	40頭	40頭
アナグマ	40頭	40頭	40頭
アライグマ	40頭	40頭	40頭
カラス	100羽	100羽	100羽
カワウ	80羽	80羽	80羽

#### 捕獲等の取組内容

- ・市内全域で、銃器、箱わな等により9月～10月の農繁期を中心に、被害発生予察による計画捕獲を実施する。
- ・3月及び10月に実施される県内一斉捕獲に、猟友会の捕獲班を中心に積極的に参加し、市町の境界を中心に捕獲に取り組む。

#### (4) 許可権限委譲事項

対象地域	対 象 鳥 獣
由布市全域	権限委譲済（平成7年4月1日） 鳥類：カラス類・スズメ・ドバト・ヒヨドリ・カワウ・サギ類 ムクドリ・トビ 獣類：イノシシ・ニホンジカ・ニホンザル・アナグマ・タヌキ アライグマ・ノウサギ・イタチ

#### 4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

##### (1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	R2年度	R3年度	R4年度
イノシシ	電気柵・WM柵等 10,000m	10,000m	10,000m
シカ	WM柵・シカネット等 20,000m	20,000m	20,000m

##### (2) その他被害防止に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
R2	共通 イノシシ・シカ カラス サル	侵入防止柵の管理、集落内の放任果樹の除去、狩猟免許の取得促進を行う。 柵設置箇所周辺にて箱ワナによる捕獲を推進する。 捕獲ワナの導入を検討・推進する。 追い払いやサル電気柵等の普及を推進する。
R3	〃	〃
R4	〃	〃

#### 5. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれある場合の対処に関する事項

##### (1) 関係機関の役割

関係機関等の名称	役割
大分県中部振興局	被害状況の把握及び対応手段の検討に関すること
大分南警察署及び各交番	被害状況の把握及び周辺住民への情報提供、対応手段に関すること
由布市猟友会	鳥獣の追い払い、捕獲に関すること
由布市	被害状況の把握及び周辺住民への情報提供、対応手段に関すること

##### (2) 緊急時の連絡体制

別紙のとおり
--------

#### 6. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

有害捕獲により捕獲した鳥獣については、捕獲従事者が埋設もしくは自家処理を行うなど、責任を持って適切に処理する。
---------------------------------------------------------

7. 捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その他有効な利用に関する事項

ジビエ加工施設の設置について検討したが、適当な土地がない等の課題があり実現に至っていない。

8. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 被害防止対策協議会に関する事項

協議会の名称	由布市鳥獣害防止対策協議会	
構成機関の名称	役割分担内容	備考
由布市猟友会	鳥獣の捕獲・処理に関すること。	
大分県農業協同組合	農業被害の情報収集及び被害防止の普及指導	
大分県中西部農業共済組合	農業被害の情報収集及び被害防止の普及指導	
おおいた森林組合	森林被害の情報収集及び被害防止の普及指導	
大分県中部振興局 (森林管理班)	有害鳥獣捕獲や被害防止対策に関する指導・情報提供・被害防止の普及指導に関すること。	
由布市	被害地区等に関する情報提供及び防止施策の普及啓発。	
由布市農業委員会	農業被害の情報収集及び被害防止の普及指導	
由布市農政課	会の総括・協議会事務局に関すること。	

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大分県中部地区鳥獣被害対策本部</li> <li>・ 大分市鳥獣被害防止対策協議会</li> <li>・ 臼杵市鳥獣被害防止対策協議会</li> <li>・ 津久見市鳥獣被害防止対策協議会</li> </ul>	有害鳥獣捕獲、被害防止対策に関する情報提供、集落点検活動等を連携し有効的な対策に努める。
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大分県農林水産研究センター 林業試験場</li> </ul>	シカ被害防止に関する情報提供
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 由布市石城川地区猿被害対策協議会</li> </ul>	サルによる農業被害の情報収集及び被害防止対策の普及啓発並びに被害補償交渉。

### (3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

◎ 平成23年10月以降、鳥獣被害対策実施隊を農政課職員・各地域振興課農政担当職員及び、大分県鳥獣害アドバイザー認定者を中心に実施隊を設置した。

実施隊員により各地域の、集落被害点検・被害パトロールを実施し、被害者の話を聞き今後の被害対策を協議・指導を行うことにより、農家との信頼関係を築くと共に、農家自身の被害に対する意識改革を図る。

農家からの被害報告に対して迅速に対応するため、実施隊員の内5名がわな猟免許を取得し、ワナ等の設置を行い被害対策に対応している。今後とも免許の取得を推進する。

### (4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

大分県が開催する鳥獣被害対策研修会に（協議会構成員が）積極的に参加することにより、鳥獣被害対策アドバイザーの認定を受けて、被害集落への防止対策等の普及啓発活動を展開していく。

### 9. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

集落ごとの被害状況を現地確認や聞き取り等で把握すると共に、農業協同組合、森林組合、共済組合等の組織を活用して、効率的に市内全域の被害状況の把握を行い鳥獣被害防止対策の基礎資料とする。